

■ 気象警報発令および交通機関の運行停止に伴う全学休講

< 休講基準 >

- ▶ 次のいずれかの一に該当する場合は授業を全学休講とする。
- ① 京都市又は京都市を含む地域に以下の警報が発表された場合
 - ・ 暴風警報
 - ・ 暴風特別警報
 - ・ 大雪特別警報
 - ・ 暴風雪特別警報
 - ・ レベル4 大雨危険警報
 - ・ レベル5 大雨特別警報
 - ② 淀川水系鴨川について以下の警報が発表された場合
 - ・ レベル4 氾濫危険警報
 - ・ レベル5 氾濫特別警報
 - ③ 京都市営バス及び地下鉄が全面停止の場合
 - ④ JR 西日本の京都駅発着の在来線（京都駅が含まれる区間に限る）が運行停止し、かつ、次のいずれかの路線区間が運行停止となった場合
 - ・ 阪急電鉄（大阪梅田駅～京都河原町駅間*）
 - ・ 京阪電鉄（淀屋橋駅又は中之島駅～出町柳駅間*）
 - ・ 近畿日本鉄道（大和西大寺駅～京都駅間*）

*一部区間でも対象

（京都駅発着の在来線の範囲） 京都線〔神戸～京都〕、琵琶湖線〔米原～京都〕、湖西線〔近江今津～京都〕、嵯峨野線〔園部～京都〕、奈良線〔奈良～京都〕
- 警報解除又は交通機関の運行再開（以下「解除等」という。）に伴う授業の取扱い
- ① 午前6時30分までに解除等となった場合・・・平常どおり授業を実施
 - ② 午前10時30分までに解除等となった場合・・・午後の授業を実施
- ▶ 上記による休講以外にも、大雨、河川氾濫、土砂災害、大雪、地震等による災害が発生した場合又は気象庁による防災気象情報の発表若しくは市町村による避難情報等の発令があった場合は、危険が及ぶおそれのある区域、本学学生の通学経路その他の状況を総合的に勘案し、学生の安全確保のため必要であるときは、教務部長（教務部長に事故がある場合は学長）の判断により、全学休講の措置を講じることがある。
- ▶ また、精華キャンパス及び演習林等における授業については、当該地域の災害発生状況、気象庁が発表する防災気象警報、市町村が発令する避難情報等を踏まえ、必要に応じて臨時休講の措置を講じることがある。

全学休講となった場合は、キャンパス・クロスシステムからもお知らせします。

なお、電話での問い合わせには応じられません。

台風や地震等の自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。大学から休講等の通知がなくても、通学することが危険又は困難である場合や帰宅困難となることが想定される場合などは、無理に登校せず、身の安全を図ることを第一に考えて行動してください。

なお、京都三大学教養教育共同化科目は休講基準が異なりますので、京都三大学教養教育共同化科目受講案内を確認するとともに、休講の有無についてはキャンパス・クロスシステム等により必ず確認してください。

○ 課外活動の取扱い

自然災害に伴う危険が想定される場合、講義を休講とすることに準じて、学内での課外活動も禁止します。学外での課外活動については、現地の状況等に応じ自粛してください。